

# 訪問看護 ・ 介護予防訪問看護 重要事項説明書

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」厚生省令第37号に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 別海町訪問看護ステーションやまびこの概要

事業所名	別海町訪問看護ステーションやまびこ
所在地	別海町別海西本町103番地3 (別海町老人保健施設すこやか 内)
電話番号	0153-75-0862
介護保険指定番号	訪問看護 (北海道0164290017号)

## 2 運営方針

- (1) 訪問看護及び介護予防訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の生活を踏まえて、全体的な日常動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 事業所の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 3 事業所の職員体制

	資格	常勤	業務内容	備考
管理者 (所長)	看護師	1名	業務を掌握し、適切な訪問看護が行われるよう統轄する。	
従事者	看護師	2.5名以上	訪問看護	うち1名 管理者兼務
	作業療法士 理学療法士	利用者の実情に 応じた適当数	訪問看護 (訪問リハビリ)	老健すこやか と兼務
事務職員		1名以上	利用料金請求等	老健すこやか と兼務

## 4 サービス提供日及び時間

サービス提供日	月曜日～金曜日 (土曜日・日曜日・祝日・12月31日から1月5日までを除く)
サービス提供時間	8時45分～17時15分

電話により24時間連絡が可能な体制です。

## 5 サービス内容

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| (1) 病状、障害の観察       | (6) ターミナルケア         |
| (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持 | (7) 認知症患者の看護        |
| (3) 食事及び排泄等日常生活の世話 | (8) 療養生活や介護方法の指導    |
| (4) 褥瘡の予防及び処置      | (9) その他医師の指示による医療処置 |
| (5) リハビリテーション      |                     |

## 6 利用料金

- (1) 介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護を利用する場合
- ア 介護保険適用の対象者は、要介護認定または、要支援認定を受けた方です。
- イ 訪問看護費の額は介護保険法に基づいた単位数に地域加算（1.15円）の単価を乗じた額の1割、2割又は3割の利用料金をお支払いいただきます。
- (2) 健康保険法に基づく訪問看護を利用する場合
- ア 健康保険適用は、以下の該当する方です。
- ・40歳未満の方
  - ・要介護認定及び要支援認定で非該当と判定された方
  - ・厚生労働大臣が定める疾病等の方
  - ・介護保険の第2号被保険者で特定疾病の対象にならない方
  - ・主治医より頻回の訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受けた方
- イ 健康保険法に基づく健康保険の負担割合額（1割～3割）をお支払いいただきます。
- 公費負担医療の受給者等は基本料金が公費で支払われる場合があります。
- (3) 料金のお支払方法
- ア 毎月の利用料金は、翌月の10日までに請求書を送付いたします。次のいずれかの方法でお支払いください。
- (ア) 納付書払い
- ・別海町役場機関・別海町指定金融機関等窓口（納入通知書に記載）
  - ・コンビニエンスストアでの納付、またはスマートフォン決済サービスのご利用（ご利用可能なコンビニエンスストアとスマホアプリは町ホームページに掲載）
- (イ) 別海町指定金融機関等の口座振替（自動払込）

## 7 サービスの実施地域

別海町全域

## 8 サービスの解約

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

(2) 事業者の都合でサービスを終了する場合

(3) 自動的に終了する場合

ア 利用者が介護保険施設に入所した場合。ただし本人家族から継続の申出があり、事業者がサービス提供可能と判断した場合はこの限りではない。

イ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。

ウ 利用者がお亡くなりになられた場合。

(4) その他

ア 利用者は、事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、及び利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

イ 利用者がサービス利用料金の支払を3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、又は利用者やご家族などが事業者や事業のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知し、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 9 サービスに関する相談・苦情等

(1) サービス等に関する相談や苦情等に対する窓口は下記のとおりです。

・別海町訪問看護ステーションやまびこ	(0153-75-0862)
・市町村窓口 福祉部介護支援課	(0153-75-2111)
・北海道国民健康保険団体連合会	(011-231-5175)

## 10 緊急時における対応方法

(1) 訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

(2) しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

(3) 当事業所は、電話により24時間連絡が可能な体制です。

主治医：	医師	医療機関名：
所在地：		電話番号：
家族連絡先 氏名：		続柄（ ）
住所：		電話番号：

## 1 1 損害賠償

- (1) 事故発生については、原因を解明すると共に再発防止にむけた対策を講じます。
- (2) サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対し、損害を賠償します。
- (3) 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護事業所等の連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

市町村名：別海町	担当課：介護支援課	電話番号：0153-74-9643
居宅・予防介護支援事業者名：		所在地：別海町別海常盤町280番地
担当介護支援専門員・介護予防担当者氏名：		電話番号：

## 1 2 秘密保持

- (1) 当事業所の従事者は、サービス提供上で知り得た、利用者および家族に関する秘密を正当理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、利用解約後も同様です。
- (2) 当事業所は、個人情報の取り扱いについて別紙に定める限り、利用者および家族の代表者等から同意を頂くことによって、情報を提供することとします。

## 1 3 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

**虐待防止に関する責任者**      **管理者**

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 1 4 ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族様が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります（叩く・蹴る・暴言・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする）などの行為

## 1 5 身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

## 1 6 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

## 17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の整備及備品等について、衛生的な管理に努めます。

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

所在地 別海町別海常盤町280番地

代表者名 別海町長 曾根興三 印

説明者 所属 別海町訪問看護ステーションやまびこ

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け、理解した上で同意いたします。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

# 訪問看護サービス説明書

当事業者が、あなたに提供するサービスは次のとおりです。

## 1 サービスの内容

事業者は、次の日程により訪問看護サービスを提供します。

曜日	時間帯	内容
週・回（曜日）	: ~ :	
週・回（曜日）	: ~ :	

- ① 病状、障害の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防及び処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ その他医師の指示による医療処置

- (1) このサービスの提供にあつては、主治医の文書による指示に従い適切にサービスを提供します。
- (2) 事業者は、主治医に対し訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出いたします。

## 2 サービス提供の記録等

- (1) 事業者は、サービスを提供した際、あらかじめ定められた訪問看護サービス記録書等書面に必要事項を記入し、一定期間ごとに「訪問看護計画書」等の書面を作成します。
- (2) 事業者は、前記「訪問看護サービス記録書」等の作成完了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に応じるとともに、その写しを交付します。

## 3 担当の職員

あなたの担当の訪問看護職員は、次のとおりです。

看護師（管理者）	1名		
看護師	2.5名以上 (管理者含む)	作業療法士 理学療法士	利用者の実情に応じた 適当数（兼務）

- 上記の責任者は、管理者 です

## 4 利用料金

- (1) 利用料金は以下をご参照ください。
- (2) この金額は、介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護を利用される場合と、健康保険法に基づく訪問看護を利用される場合の利用料金になります。
- (3) 毎月の利用料金は、翌月の10日までに請求書を送付いたします。次のいずれかの方法でお支払いください。

### ア 納付書払い

(ア) 別海町役場機関・別海町指定金融機関等窓口（納入通知書に記載）

(イ) コンビニエンスストアでの納付、またはスマートフォン決済サービスのご利用（ご利用可能なコンビニエンスストアとスマホアプリは町ホームページに掲載）

### イ 別海町指定金融機関等の口座振替（自動払込）

介護保険をご利用の場合の1か月あたりの利用料金（1割負担の場合）

1回あたり単価×特別地域訪問看護加算×回数	利用者負担額/月
円× 1.15× 回/月	円/月

### その他の加算料金

サービス提供体制強化加算Ⅰ	6円/回
訪問看護初回加算（Ⅰ）退院した日の訪問	350円
（Ⅱ）退院翌日以降の訪問	300円
緊急時訪問看護加算Ⅱ	574円/月
特別管理加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	500円/月もしくは250円/月
長時間訪問看護加算	300円/回
利用者負担軽減の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	×1/2
	月額 円

### サービス単価料金

	訪問看護	介護予防訪問看護
20分未満	314円	303円
20分～30分未満	471円	451円
30分～60分未満	823円	794円
60分～90分未満	1,128円	1,090円
作業療法士等の場合	294円（20分） ※1日3回以上の場合は90/100	284円（20分） ※1日3回以上の場合は50/100

他の料金に関しては、別紙で説明いたします。

健康保険をご利用の場合の1か月あたりの利用料金（1割負担の場合）

基本療養費	
基本療養費（Ⅰ）週3日目まで	555円/回
管理療養費（月の初日）	767円/月
管理療養費1（2回目以降）	300円/回

その他の療養費・加算

24時間対応体制加算	652円/月
特別管理加算	500円/月もしくは250円/月
長時間訪問看護加算	520円/週
訪問看護医療DX情報活用加算	5円/月
後期高齢医療限度額適用・標準負担額減額認定証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
月額 <span style="margin-left: 150px;">円</span>	

他の料金に関しては、別紙で説明いたします。

## 5 サービスの中止

- 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先にまでご連絡ください。

連絡先 別海町訪問看護ステーションやまびこ

0153-75-0862（平日8時45分～17時15分）

## 6 その他

- サービス提供の際のトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
  - （1）看護師等は、利用者の心身機能維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務(食事、掃除等)をすることはできませんので、ご了承ください。
  - （2）看護師等は、年金の管理、金銭の貸借など金品の取り扱いはできません。
- 当事業所は、看護師等がオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して訪問看護を実施しています。また、マイナ保険証の利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

訪問看護利用契約に当たり、上記のとおり説明いたします。

令和 年 月 日

（事業者）所在地 別海町別海常盤町280番地

代表者名 別海町長 曾根興三